

保高第 957 号
平成 29 年 10 月 2 日

要配慮者利用施設 管理者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課長

水防法の改正に伴う避難確保計画の作成について（通知）

平素より、本市介護保険事業へご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 19 日法律第 31 号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、「水防法」が平成 29 年 6 月 19 日に改正されました。これに伴い、「浸水想定区域内（福岡市浸水ハザードマップ）」に所在している要配慮者利用施設かつ「地域防災計画」に定められた要配慮者利用施設の管理責任者は、これまで努力義務であった避難確保計画の作成及びその計画に基づいた避難訓練の実施が義務化され、避難確保計画を作成・変更したときは、その計画を所管市町村へ報告することとなりました。

対象施設につきましては、水害に関する避難確保計画を作成していただき、平成 29 年 12 月 1 日（金）までに所管課である高齢者サービス支援課まで提出をお願いいたします。

<添付資料>

1. 要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ【別紙 1】
2. 「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊（作成支援編・様式編）」【別紙 2】
3. 避難確保計画様式【別紙 3】
4. 要配慮者利用施設の管理者等の避難確保計画の作成等の義務化について【別紙 4】
5. 避難確保計画作成にあたっての留意点について【別紙 5】
6. 対象の要配慮者利用施設一覧（平成 29 年度福岡市地域防災計画より）【別紙 6】

【お問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 高齢者サービス支援課

施設指導係 田川 TEL:092-711-4319

在宅指導係 松本 TEL:092-711-4257

E-mail : k-service.PHWB@city.fukuoka.lg.jp